

# 住宅整備補助事業

高齢者または障害者（以下「高齢者等」）のいる世帯が、住宅をその高齢者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費を補助することにより、高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することが出来るよう支援しています。



## ◇対象者

市の住民基本台帳に登録があり市内に居住する次に掲げる者で、対象者の属する世帯の世帯員の前年（交付申請が1月から6月までの間に行われる場合は前々年）の収入合計が600万円未満の者。

- (1) おおむね65歳以上の高齢者で要介護（要支援）認定を受けている者。
- (2) 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている者。
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者。

## ◇対象経費（工事）

- (1) 居室及び廊下等の改造
- (2) トイレの改造
- (3) 浴室の改造
- (4) 玄関の改造
- (5) 段差解消機及び階段昇降機の設定
- (6) ホームエレベーターの設置

## ◇補助基準額

対象者区分により補助基準額が異なります。（下表参照）

対象者区分	補助基準額
おおむね65歳以上の高齢者で要介護（要支援）認定を受けている者	30万円
身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている者、および療育手帳Aの交付を受けている者	50万円 （ただし、重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の給付対象に該当する者は、30万円）

※対象経費が補助基準額を下回った場合は、その金額を補助基準額とします。

## ◇補助率

対象経費や対象者世帯の課税状況により異なります。

生活保護世帯	10分の10
所得税非課税世帯	4分の3
その他の世帯	2分の1

## ◇留意事項

- 補助金の交付回数は、対象者の属する世帯に対して1回のみとなります。
- 工事の着工前に申請が必要です。（着工済の工事は対象外となります。）

## ◇申請に必要なもの

- 申請書（裏面、同意書）
- 工事見積書
- 工事図面
- 着工前の写真
- 被保護者証の写し（生活保護世帯の場合のみ）



## ◇申請書提出先（問い合わせ先）

市役所（本庁）	介護高齢課	高齢者支援室	電話	75-8935（直通）
//	福祉課	福祉政策室	電話	75-8940（直通）
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	電話	62-3104（直通）
神林支所	地域振興課	地域福祉室	電話	66-6113（直通）
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	電話	72-6887（直通）
山北支所	地域振興課	地域福祉室	電話	77-3113（直通）